

【羽咋市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要について】

計画の概要

令和8年8月改定

根拠法令	新型インフルエンザ等対策特別措置法
目的	1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。 2. 市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
参考とする計画	新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定） 石川県新型インフルエンザ等対策行動計画（令和7年3月）
計画の位置づけ	特措法第8条の規定に基づく新型インフルエンザ等対策の実施に関する羽咋市の行動計画
対象となる感染症	1. 新型インフルエンザ等感染症 2. 指定感染症 3. 新感染症
計画の期間	令和8年度から（おおむね6年ごとの政府行動計画の改定を踏まえて市行動計画を改定）

改定のポイント	これまでの計画	今回の計画
対策時期の区分けに応じた対策の充実	発生時期ごとの内容	感染拡大と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対応できるよう、対策時期を3期（①準備期、②初動期、③対応期）に区分
新型インフルエンザ以外の感染症にも対応	新型インフルエンザを中心とした内容	新型コロナの経験を踏まえ、新興感染症（全国的かつ急激なまん延のおそれあるもの）にも対応できる内容
平時からの備えを充実	発生時以降の対策が中心	平時からの備えを充実し、発生時の迅速な対応に備え、実効性のある訓練を定期的実施すること等を追加
対策項目の充実	6項目	新型コロナ対応で課題となった項目を中心に、「①実施体制、②情報提供・共有、リスクコミュニケーション、③まん延防止、④ワクチン、⑤保健、⑥物資、⑦市民生活及び市民経済の安定の確保」7項目に整理し拡充

【羽咋市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要について】

各対策項目の概要

対策項目	準備期	初動期	対応期
① 実施体制	・実践的な訓練の実施 ・市行動計画等の改定や体制整備、強化 ・関係機関の連携強化	・新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 ・市対策本部設置の検討 ・人員体制の強化 ・予算確保の準備	・基本となる実施体制の在り方 ・職員の派遣・応援への対応 ・必要な財政上の措置 ・緊急事態宣言 → 市対策本部設置
② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・平時における市民等への情報提供、共有 ・双方向コミュニケーション体制整備や取組の推進	・迅速かつ一体的な情報提供、共有 ・双方向のコミュニケーションの実施 ・偏見、差別に関する啓発	・科学的根拠等に基づく説明 ・感染対策の見直し等の丁寧な情報提供 ・時期に応じた方針の決定、見直し
③ まん延防止	・発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等 ・基本的な感染対策の普及	・基本的な感染対策の勧奨（換気、手洗い、咳エチケット等）	・時期に応じたまん延防止対策の実施
④ ワクチン	・ワクチンの流通に係る体制の確認 ・接種体制の構築	・準備期から強化した接種体制等を活用し、国、県と連携して速やかな予防接種の実施	・ワクチンや必要な資材の供給 ・健康被害救済
⑤ 保健	・業務継続計画を含む体制の整備 ・研修、訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築	・市民への情報提供、共有の開始	・有事体制への移行 ・相談対応、健康観察及び生活支援等の実施
⑥ 物資	・感染対策物資等の備蓄	・備蓄物資等の供給に関する相互協力	・備蓄物資等の供給に関する相互協力
⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保	・情報共有体制の整備 ・物資及び資材の備蓄	・生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼びかけ	・市民生活の安定の確保を対象とした対応 ・社会経済活動の安定の確保を対象とした対応